# 物品•役務委託等

# 令和8・9年度 菊池市小規模物品・役務委託等契約希望者登録申請の手引き

# 菊池市役所 財政課 契約検査係

令和8・9年度菊池市小規模物品・役務委託等契約希望者登録申請をされる方は、 以下の要領に沿って申請してください。

#### (1) 対象者

登録することができる者は、次のいずれかに該当する事業者であり、かつ、そ の代表者が菊池市に住民登録がある者とする。

- ① 本社所在地が菊池市内である法人事業者
- ② 菊池市内に事業所を有している事業者

# (2) 申請できない者

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- ② 菊池市競争契約入札心得に基づく入札参加資格者名簿(物品・委託)に登録 されている者(使用人含む。)
- ③ 希望する種目を履行するための必要な資格又は免許を有しない者
- ④ 市税を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する者
- ⑥ その他契約の相手方として不適当であると認められる者

# (3) 対象物品・委託等

設計金額又は購入予定価格が30万円以下の物品又は委託等

#### (4) 申請に必要な書類

- ① 登録申請書(様式第1号)
- ② 希望種日調書
- ③ 希望種目の履行に必要な資格、免許等の写し
- ④ 誓約書兼役員照会同意書
- ⑤ 住民票(法人の場合は、法務局発行の現在事項全部証明書または履歴事項全部 証明書が必要)

(写しも可 ※申請日から3ヶ月以内のものを提出してください。)

⑥ 市税の未納がない証明書(法人の場合は、法人の未納がない証明書※代表者 の証明書は不要)

(写しも可 ※申請日から3ヶ月以内のものを提出してください。)

# (5) 申請書の設置場所

- ① 菊池市役所 財政課 契約検査係
- ② 菊池市役所ホームページ(入札情報)

# (6) 申請書方法及び提出先

いずれかの方法で申請提出ください。

- ① 書面を持参する場合・・・菊池市役所本庁舎2階 財政課 契約検査係 まで
- ② 書面を郵送する場合・・・〒861-1392 菊池市隈府 888 番地 菊池市役所 財政課 契約検査係 宛て
- ③ 電子申請で申請する場合 菊池市ホームページに掲載のLogoフォームから申請してください。 https://logoform.jp/f/X3FR6

# (7) 受付期間

# 令和8年2月1日(日)から令和8年2月28日(土)まで

- ① 書面を持参する場合・・・・土、日、祝祭日を除く午前9時から 午後4時までに来庁ください。 (ただし、正午から午後1時までを除く)
- ② 書面を郵送する場合・・・・期間内に必着するよう郵送ください。
- ③ 電子申請で申請する場合・・期間中24時間申請受付できます。
- ※追加申請は随時行っております。
- (8) 有効期限・・・令和8年4月1日から令和10年3月31日まで(2年間)

#### (9) その他

- ・登録決定者は登録者名簿に記載し、財政課で閲覧に供します。
- ・登録者は小規模な物品等における見積選定の対象となりますが、必ずしも見積の指名や契約を約束するものではありません。
- ・申請事項の変更(代表者、商号、住所等)があった場合は、速やかに変更届(様式 第2号)に必要事項を記入して、財政課契約検査係へ提出して下さい。

#### (10) 問い合わせ先

申請方法やその他、不明な点がありましたらご連絡ください。

菊池市役所 財政課 契約検査係 担当:村上、竹下

TEL: 0968-25-2016, FAX: 0968-25-5720